

「公衆浴場法及び旅館業法の適用を受ける入浴施設における入浴着を着用した入浴に係る調査」結果概要

I. 自治体向け調査

調査期間：令和4年12月5日～26日
 調査対象：都道府県（47）、保健所設置市（87）、特別区（23）
 調査方法：メール調査
 有効回答数：157件

問：乳がん患者のバスタイムカバー等の入浴着を着用した入浴に関して、衛生担当部局において、何らかの周知を行っているか。（n=157）

1. 行っている……………93（59%）
2. 行っていない……………64（41%）

問：誰を対象にどのような形式で周知を行っているか。（複数回答）（n=93）

- ・管内の公衆浴場業者、旅館業者に対し、文書等で通知……………48（53%）
- ・管内の公衆浴場業者、旅館業者に対し、ポスターやチラシ等を配布……………27（30%）
- ・ホームページやSNS等で周知……………46（49%）
- ・管内の公衆浴場業者、旅館業者に対し、セミナー等を実施……………9（10%）
- ・他部局、患者支援団体・協力団体等に周知や協力依頼を実施……………17（19%）
- ・その他……………13（14%）

（乳がん患者に配慮した取組を実施している宿泊施設のパンフレット「ピンクリボンのお宿」（ピンクリボンのお宿ネットワーク発刊）の配付 等）

問：平成30年4月1日～令和4年11月末において、入浴施設における入浴着を理由とした入浴拒否事例を把握している場合は、件数を記載してください。（n=157）

（件数）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	2	0	0	1

II. 事業者向け調査

調査期間：令和4年12月5日～26日

調査方法：WEB アンケート

※ 複数の浴場業関係団体、旅館・ホテル営業関係団体を通じて事業者を実施

有効回答数：383件（浴場業：87件、旅館・ホテル営業：296件）

問：乳がん患者のバスタイムカバー等の入浴着を着用した入浴は可能か。(n=383)

1. 入浴可能……………248 (65%)
2. 入浴を認めてない…………… 64 (17%)
3. 共同浴場がない（旅館・ホテルのみ）…………… 22 (6%)
4. その他…………… 49 (13%)

- ✓ 事前の申告、利用者が持参した場合は可
- ✓ 事例がないので、可否を決めていない
- ✓ イベント時のみ認めている 等

問：入浴着を着用した入浴が可能であることを周知しているか。(n=248)

1. 周知している…………… 85 (34%)
2. 周知していない……………163 (66%)

問：入浴着を着用した入浴を不可としている場合の理由。(複数回答) (n=64)

- ・ 衛生的でない……………19 (30%)
- ・ 配慮が必要と思わない…………… 7 (11%)
- ・ お客様同士のトラブル……………33 (52%)
- ・ その他……………27 (42%)

- ✓ 問い合わせを受けたことがないため、必要性を感じていなかった
- ✓ 貸切風呂、家族風呂を推奨している
- ✓ 入浴着着用の入浴の認知度が不足している。認知されれば可
- ✓ 入浴着を用意していない 等

問：平成30年4月1日～令和4年11月末において、入浴施設における入浴着を理由とした入浴拒否をしたことがあるか。(n=383)

(件数)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0	0	0	0	1